

## 多摩市お部屋探しサポート協力店制度 実施要領

### (目的)

第1条 この制度は、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の居住支援に理解がある事業者を登録し、その事業者を多摩市居住支援相談窓口（以下「相談窓口」という。）において相談者に紹介できる仕組みをつくることにより、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 多摩市お部屋探しサポート協力店（以下「協力店」という。）とは、多摩市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居にあたり、相談窓口と連携し適切な支援を行う、市内の不動産事業者をいう。
- 二 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

### (協力店の登録)

第3条 協力店に登録を希望する事業者は、店舗ごとに、登録申請書（第1号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の申請を受けた場合は、第4条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、協力店登録簿に登録しなければならない。

- 一 協力店の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス
- 二 協力店の宅地建物取引業免許証番号
- 三 協力店の登録年月日及び登録番号

3 協議会は、登録した旨を、登録通知書（第2号様式）により申請者に速やかに通知することとする。

### (登録の拒否)

第4条 協議会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否することとする。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
- 二 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者
- 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
- 四 第8条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- 五 多摩市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者
- 六 その他協議会が適当でないと認める者

2 協議会は、申請者の登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

### (変更の登録)

第5条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、協議会に変更登録の申請を行うこ

ととする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した登録申請書（第1号様式）を協議会に提出することによって行うこととする。

3 第3条第2項及び第3項の規定は、前2項の申請があった場合に準用する。

（協力店の業務）

第6条 協力店は、相談窓口から、住宅確保要配慮者が希望する物件について電子メール等により照会を受けた場合に、当該物件を紹介できる場合は、相談窓口と連携して当該物件を相談者に紹介することとする。

2 協力店は、住宅確保要配慮者であることを理由に物件紹介を拒んだり、入居等の条件を不当なものにしてはならない。

（協力店の掲示等）

第7条 協力店は、協力店であることを証するステッカーを、店舗の公衆の見やすい場所に掲示することができる。

（登録の取り直し）

第8条 協議会は、協力店が第4条第2号、第3号、又は第5号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 協議会は、協力店が第6条第2項の規定に従わないときは、協力店の登録を取り消すことができる。

3 協議会は、協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき又は登録内容に変更が生じたにもかかわらず第5条の変更登録の申請がなされなかったときは、協力店に訂正の意思がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。

4 協議会は、前3項の規定による取り直しをしたときは、その旨を、登録通知書（第2号様式）により申請者に速やかに通知することとする。

（登録の廃止）

第9条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を廃止しなければならない。

一 協力店から登録廃止の申請があったとき

二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

三 当該協力店が廃業したとき。

2 前項第1号の登録廃止の申請は、協力店が、協議会に登録廃止申請書（第3号様式）を提出することによって行うこととする。

（免責事項）

第10条 協議会は、本実施要領に基き締結された、協力店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。